

議案第 2 1 号

世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 1 1 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

令和 7 年 4 月 1 日より、区立小・中学校の給食費を改定することに伴い、世田谷区学校給食費に関する規則を一部改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区学校給食費に関する規則（平成28年12月世田谷区教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「244円」を「313円」に改め、同表2の項中「272円」を「349円」に改め、同表3の項中「294円」を「377円」に改め、同表4の項中「313円」を「401円」に改め、同表5の項中「337円」を「432円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区学校給食費に関する規則 平成28年12月16日世教委規則第21号 改正 平成29年3月17日世教委規則第7号 令和5年3月29日世教委規則第13号 令和6年3月28日世教委規則第9号 <u>令和7年3月11日世教委規則第〇号</u> 世田谷区学校給食費に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）及び世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成29年3月世田谷区規則第8号）第2条の規定に基づき、世田谷区立小学校（以下「小学校」という。）及び世田谷区立中学校（以下「中学校」という。）において実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。 (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。 (学校給食費の額) 第3条 1食当たりの学校給食費の額は、別表に定めるとおりとする。 (学校給食費の納付) 第4条 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条	○世田谷区学校給食費に関する規則 平成28年12月16日世教委規則第21号 改正 平成29年3月17日世教委規則第7号 令和5年3月29日世教委規則第13号 令和6年3月28日世教委規則第9号 世田谷区学校給食費に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）及び世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成29年3月世田谷区規則第8号）第2条の規定に基づき、世田谷区立小学校（以下「小学校」という。）及び世田谷区立中学校（以下「中学校」という。）において実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。 (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。 (学校給食費の額) 第3条 1食当たりの学校給食費の額は、別表に定めるとおりとする。 (学校給食費の納付) 第4条 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条

改正後	改正前
に規定する保護者をいい、成年に達した生徒にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下「保護者等」という。)は、毎月末日までに学校給食費を納付しなければならない。ただし、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認める場合は、納付期限を変更することができる。	に規定する保護者をいい、成年に達した生徒にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下「保護者等」という。)は、毎月末日までに学校給食費を納付しなければならない。ただし、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認める場合は、納付期限を変更することができる。
2 学校給食費の納付方法及び納付額は、教育委員会が別に定める。（申込書の提出等）	2 学校給食費の納付方法及び納付額は、教育委員会が別に定める。（申込書の提出等）
第5条 保護者等は、あらかじめ別に定める学校給食費預金口座振替依頼書兼学校給食申込書の提出又はWeb口座振替受付サービス（保護者等がインターネットを利用して学校給食費の口座振替を申し込むことができるサービスをいう。）による申込みをしなければならない。	第5条 保護者等は、あらかじめ別に定める学校給食費預金口座振替依頼書兼学校給食申込書の提出又はWeb口座振替受付サービス（保護者等がインターネットを利用して学校給食費の口座振替を申し込むことができるサービスをいう。）による申込みをしなければならない。
2 保護者等が前項の規定による提出又は申込みをしない場合において、当該保護者等が保護する児童又は生徒が学校給食の提供を受けたときは、学校給食の提供について当該保護者等の申込みがあったものとして当該保護者等に対して前各条の規定を適用する。（児童及び生徒以外の者への準用）	2 保護者等が前項の規定による提出又は申込みをしない場合において、当該保護者等が保護する児童又は生徒が学校給食の提供を受けたときは、学校給食の提供について当該保護者等の申込みがあったものとして当該保護者等に対して前各条の規定を適用する。（児童及び生徒以外の者への準用）
第6条 前3条の規定は、児童及び生徒以外の者のうち学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者として教育委員会が相当と認めたものについて準用する。この場合において、第3条中「学校給食費の額は、別表に定めるとおりとする」とあるのは「学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭の額は、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める」と、第4条中「学校給食費」とあるのは「学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭」と、前条第1項中「学校給食費の」とあるのは「学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭の」と読み替えるものとする。（委任）	第6条 前3条の規定は、児童及び生徒以外の者のうち学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者として教育委員会が相当と認めたものについて準用する。この場合において、第3条中「学校給食費の額は、別表に定めるとおりとする」とあるのは「学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭の額は、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める」と、第4条中「学校給食費」とあるのは「学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭」と、前条第1項中「学校給食費の」とあるのは「学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭の」と読み替えるものとする。（委任）

改正後	改正前
第7条 この規則に定めるもののほか、学校給食費に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、小学校並びに世田谷区立玉川中学校及び世田谷区立芦花中学校において実施する学校給食にあっては、平成30年4月1日以後に実施するものに係る学校給食費（第6条において準用する第4条第1項の規定により学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭を含む。）から適用する。 （令和5年度の学校給食費の納付に関する特例） 2 第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費（第6条において準用する第4条第1項の規定により学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭を除く。以下同じ。）について、保護者等は、当該学校給食費を納付する必要はないものとする。ただし、この期間において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助のうち学校給食費に係るものの支給を受けている世帯に属する児童又は生徒及び保護者等が世田谷区特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成22年8月31日22世教学第607号）の規定に基づく就学奨励費のうち給食費の支給を受けている児童又は生徒の学校給食費については、この限りでない。 （令和6年度以後の学校給食費の納付に関する特例） 3 第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について、保護者等は、当該学校給食費を納付する必要はないものとする。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助のうち学校給食費に係るものの支給を受けている世帯に属する児童又は生徒及び保護者等が世田谷区特別支援教育	第7条 この規則に定めるもののほか、学校給食費に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、小学校並びに世田谷区立玉川中学校及び世田谷区立芦花中学校において実施する学校給食にあっては、平成30年4月1日以後に実施するものに係る学校給食費（第6条において準用する第4条第1項の規定により学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭を含む。）から適用する。 （令和5年度の学校給食費の納付に関する特例） 2 第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費（第6条において準用する第4条第1項の規定により学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭を除く。以下同じ。）について、保護者等は、当該学校給食費を納付する必要はないものとする。ただし、この期間において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助のうち学校給食費に係るものの支給を受けている世帯に属する児童又は生徒及び保護者等が世田谷区特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成22年8月31日22世教学第607号）の規定に基づく就学奨励費のうち給食費の支給を受けている児童又は生徒の学校給食費については、この限りでない。 （令和6年度以後の学校給食費の納付に関する特例） 3 第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について、保護者等は、当該学校給食費を納付する必要はないものとする。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助のうち学校給食費に係るものの支給を受けている世帯に属する児童又は生徒及び保護者等が世田谷区特別支援教育

改正後	改正前																				
就学奨励費支給要綱の規定に基づく就学奨励費のうち給食費の支給を受けている児童又は生徒の学校給食費については、この限りでない。 附 則（平成29年 3 月17日世教委規則第 7 号） この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 5 年 3 月29日世教委規則第13号） 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項及び第 5 条の改正規定、第 6 条に後段を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の第 5 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。 附 則（令和 6 年 3 月28日世教委規則第 9 号） この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則（令和 7 年 3 月11日世教委規則第〇号）</u> <u>この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	就学奨励費支給要綱の規定に基づく就学奨励費のうち給食費の支給を受けている児童又は生徒の学校給食費については、この限りでない。 附 則（平成29年 3 月17日世教委規則第 7 号） この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 5 年 3 月29日世教委規則第13号） 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項及び第 5 条の改正規定、第 6 条に後段を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の第 5 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。 附 則（令和 6 年 3 月28日世教委規則第 9 号） この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。																				
別表（第 3 条関係）	別表（第 3 条関係）																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1 食当たりの額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 小学校の第 1 学年及び第 2 学年の学校給食の提供を受ける児童</td><td>313円</td></tr> <tr> <td>2 小学校の第 3 学年及び第 4 学年の学校給食の提供を受ける児童</td><td>349円</td></tr> <tr> <td>3 小学校の第 5 学年及び第 6 学年の学校給食の提供を受ける児童</td><td>377円</td></tr> <tr> <td>4 世田谷区立学校給食調理場設置条例（昭和 46 年 3 月世田谷区条例第13号）第 1 条に規定する調理場において調理した学校給食の提供を受ける中学校の生徒</td><td>401円</td></tr> </tbody> </table>	区分	1 食当たりの額	1 小学校の第 1 学年及び第 2 学年の学校給食の提供を受ける児童	313円	2 小学校の第 3 学年及び第 4 学年の学校給食の提供を受ける児童	349円	3 小学校の第 5 学年及び第 6 学年の学校給食の提供を受ける児童	377円	4 世田谷区立学校給食調理場設置条例（昭和 46 年 3 月世田谷区条例第13号）第 1 条に規定する調理場において調理した学校給食の提供を受ける中学校の生徒	401円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1 食当たりの額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 小学校の第 1 学年及び第 2 学年の学校給食の提供を受ける児童</td><td>244円</td></tr> <tr> <td>2 小学校の第 3 学年及び第 4 学年の学校給食の提供を受ける児童</td><td>272円</td></tr> <tr> <td>3 小学校の第 5 学年及び第 6 学年の学校給食の提供を受ける児童</td><td>294円</td></tr> <tr> <td>4 世田谷区立学校給食調理場設置条例（昭和 46 年 3 月世田谷区条例第13号）第 1 条に規定する調理場において調理した学校給食の提供を受ける中学校の生徒</td><td>313円</td></tr> </tbody> </table>	区分	1 食当たりの額	1 小学校の第 1 学年及び第 2 学年の学校給食の提供を受ける児童	244円	2 小学校の第 3 学年及び第 4 学年の学校給食の提供を受ける児童	272円	3 小学校の第 5 学年及び第 6 学年の学校給食の提供を受ける児童	294円	4 世田谷区立学校給食調理場設置条例（昭和 46 年 3 月世田谷区条例第13号）第 1 条に規定する調理場において調理した学校給食の提供を受ける中学校の生徒	313円
区分	1 食当たりの額																				
1 小学校の第 1 学年及び第 2 学年の学校給食の提供を受ける児童	313円																				
2 小学校の第 3 学年及び第 4 学年の学校給食の提供を受ける児童	349円																				
3 小学校の第 5 学年及び第 6 学年の学校給食の提供を受ける児童	377円																				
4 世田谷区立学校給食調理場設置条例（昭和 46 年 3 月世田谷区条例第13号）第 1 条に規定する調理場において調理した学校給食の提供を受ける中学校の生徒	401円																				
区分	1 食当たりの額																				
1 小学校の第 1 学年及び第 2 学年の学校給食の提供を受ける児童	244円																				
2 小学校の第 3 学年及び第 4 学年の学校給食の提供を受ける児童	272円																				
3 小学校の第 5 学年及び第 6 学年の学校給食の提供を受ける児童	294円																				
4 世田谷区立学校給食調理場設置条例（昭和 46 年 3 月世田谷区条例第13号）第 1 条に規定する調理場において調理した学校給食の提供を受ける中学校の生徒	313円																				

改正後			改正前		
5	前項の生徒以外の学校給食の提供を受ける 中学校の生徒	<u>432円</u>	5	前項の生徒以外の学校給食の提供を受ける 中学校の生徒	337円